令和８年度神奈川県介護支援専門員
・専門研修課程Ⅰ及び 専門研修課程Ⅱ
・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容及び専門研修課程Ⅱと同内容）
実施要綱

1. 研修の目的

要介護者等が住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携し、支援出来るようケアマネジメントを行う事が重要であるが、その中核的な役割を担う、一定の実務経験を有する現任の介護支援専門員を対象に、知識及び技術の向上を図る事を目的とする。併せて、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（＊神奈川県指定研修実施機関）

3. 研修期間

研修名	期間
専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）	令和８年９月４日(金)～令和８年11月６日(金)
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）	令和８年11月７日(土)～令和９年１月27日(水)

4. 受講対象者（次の①か②のいずれかに該当する方）

①専門研修

原則として、神奈川県に登録し、**介護支援専門員として従事しており、**かつ研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある方で、以下の必要な実務経験期間及び要件を満たす方

専門研修課程Ⅰ	研修申込時点で通算の実務経験が6か月以上の方
専門研修課程Ⅱ	研修申込時点で通算の実務経験が3年以上の方

＊専門研修課程ⅠとⅡを両方受講する必要のある方は、専門研修課程Ⅰを修了しないとⅡの研修は受講することができませんので、ご注意ください。

②実務経験者に対する更新研修

原則として、神奈川県に登録しており、介護支援専門員証の有効期間中に「介護支援専門員として従事したことがある方」、又は「現在、介護支援専門員として従事している方」で、

実務経験者に対する更新研修（専門Ⅰと同内容）	当該研修開始時点において介護支援専門員証の**有効期間満了日が概ね1年未満の方**
実務経験者に対する更新研修（専門Ⅱと同内容）	

＊実務経験者に対する更新研修の受講にあたっては実務経験期間の定めはありません。介護サービス計画の作成経験があれば「実務経験者」となります。

※1 専門研修課程Ⅰと実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)及び専門研修課程Ⅱと実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)は同一の研修内容です。受講対象者より区分されます。

※2 実務経験として認められる範囲については次のとおりです。

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつ介護サービス計画の作成を行っている(◆1)ものであること。

① 居宅介護支援事業所(◆2)
② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
④ 介護保険施設
⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
⑦ 介護予防支援事業所
⑧ 地域包括支援センター(◆3)

◆1 単に要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、介護サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験と認められません。

◆2 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められます。

◆3 地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められます。
なお、保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現に介護サービス計画を作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画作成について事業所からの証明を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認めることとします。

※3 前回受講した研修の履歴につきましては、登録地の都道府県行政にてご確認ください。

※4 **今回の研修は介護支援専門員としてこれまで実務に従事したことのない方(実務未経験者)は受講することができません。**十分ご注意ください。
実務未経験者に対する更新研修は、神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html
でご案内しています。

5. 募集定員

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) **84名**
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) **160名**

6. 研修修了の認定方法

各科目における到達目標に達成しているかを確認するため修了評価を実施し、その結果、評価が一定の水準を満たし、かつ全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。
(神奈川県介護支援専門員専門研修事業指定要綱、同更新研修事業実施要綱)

7. 申込方法

受付期間

【専門研修課程Ⅰ】
令和８年７月14日(火曜日)～令和８年８月４日(火曜日)まで
【専門研修課程Ⅱ】
令和８年９月９日(水曜日)～令和８年９月30日(水曜日)まで
※専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)は２コース制となっています。申込時に希望するコースを選択してください。(申込状況により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

方　　法

WEBでの受付(※WEB以外の申込は原則受付できません。)
①本会福祉研修センターのホームページにアクセスし、**個人登録**を行ってください。
※研修申込にあたっては、研修管理システムにて**個人登録が必要です。**
なお、登録済みの方は③の手順に進んでください。
◆個人登録
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/dantai_toroku_email.php

◆個人登録の詳細はこちらをご確認ください。
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/3-02.pdf

②登録内容の確認を事務局で行い、承認後に個人登録完了メールが送られます。
(承認にはシステム上、土日を除き3日程度要します。)
※個人登録だけでは、**研修の申込は完了しておりません。**

③個人登録完了メールから指定のURLにアクセスしてください。
付与されたログインID、パスワードにてログインし、研修の申込をしてください。
※研修申込時には、介護支援専門員証及び現在保有の介護支援専門員の資格更新のために受講した研修(専門・更新研修、実務未経験者に対する更新研修、再研修など)の修了証明書のアップロードが必要になります。
なお、実務研修修了後、初めての資格更新を行う方は該当しません。
※研修申込手順の詳細は
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/4-03.pdf

④研修申込完了メールが届きましたら、手続き完了となります。
※個人登録と研修の申込の両方が完了して、申込の受付となります。
どちらかのみでは申込の受付になりませんのでご注意ください。
※実務経験者に対する更新研修　56・32　両方の研修の受講を希望される方は、必ずそれぞれの申込フォームにてお申し込みください。(専門研修課程Ⅰ とⅡを両方受講する必要のある方は、専門研修課程Ⅰを修了しないとⅡの研修は受講することができません。)

8. 受講決定

受講申し込みをされた方には、受講可否の結果等を郵送でお知らせします。

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)
発送予定日:令和８年８月14日(金曜日)
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)
発送予定日:令和８年10月９日(金曜日)

・発送予定日より１週間経過しても通知が届かない場合は 11.問合せ先(045-534-5798)までご連絡ください。

＊なお、次の優先順位で受講決定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

① 神奈川県に登録し、申し込み時点で実務に就いており介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方
② 神奈川県に登録し、申し込み時点で実務に就いておらず介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方
③ ①・②にて決定した受講生の定員が下回った場合に限り、神奈川県以外に登録している介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方

9. 受講料・納付方法

①受講料

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）**43, 200円**
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）**32, 200円**

②納付方法

受講決定通知時に納付方法等のご案内をいたしますので、それに基づき納付してください。
一度振り込みいただいた受講料は原則返金できかねます。
また、期日までに連絡なく受講料の振り込みがない場合は、受講決定を取り消しとさせていただきます。

＊令和 7 年度から介護支援専門員法定研修負担軽減事業が開始されました。研修修了時または 3 ヵ月以内に県内で「介護支援専門員」として勤務した方で希望者に対して 10,000 円を軽減します。詳細は研修会場にてご説明いたします。

③補講

やむを得ない事情で本研修を欠席し、他研修機関等で受け入れが可能な場合に限り補講ができることがあります。（別途補講料が必要です。）

10. その他

・介護支援専門員の更新に関する研修は、神奈川県内の他の機関でも実施しています。
神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html をご覧ください。
・神奈川県外の登録の方は研修受講にあたり、受講地変更の手続きを行う必要があります。

11. 問合せ先

社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材研修センター　福祉研修センター

〒221-0825　横浜市神奈川区反町 3－17－2
☎045－534－5798（平日9時から 17 時まで）　Fax045－313－0737

＊登録地行政（神奈川県）
神奈川県　福祉子どもみらい局　福祉部地域福祉課　福祉介護人材グループ
【☎045－210－4768（直通）】

（個人情報について）

※神奈川県介護支援専門員専門課程・実務経験者に対する更新研修の受講申込時にお預かりました個人情報については適正に管理を行い、当該研修運営に伴う場合に限り、神奈川県、研修講師・演習助言者、補講受入れの研修実施期間等に必要な範囲内で個人情報を提供することがあります。

研修の円滑な運営と受講者同士の交流のため、氏名・受講番号のみを記載した名簿の配布をいたします。緊急時及び事務連絡等を登録されたメールアドレスにお送りすることがあります。また、本研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県に報告いたします。

令和8年度 介護支援専門員専門課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）
研修日程・カリキュラム・研修会場

日程	日時	形態	研修科目
研修動画視聴 【配信期間】 9月4日(金)～9月24日(木) 上記期間内に視聴サイトにて6科目(約19時間)の講義を視聴し、全科目修了評価を実施してください。		講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
		講義	対人個別援助技術(ｿｰｼｬﾙｹｰｽﾜｰｸ)及び地域援助技術(ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｸ)
		講義	ケアマネジメントの実践における倫理
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(1)
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(2)
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(3)
		講義	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解
		講義・演習	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
1日目	神奈川県社会福祉センター3階研修室 9月28日(月) 9:30～15:00 (受付9:00～9:20)		開講式、オリエンテーション
		講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定(1)
2日目	3階研修室 9月29日(火) 9:30～15:00 (受付9:00～9:25)	講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定(2)
3日目	事前研修動画視聴 9/29(火)～10/4(日)	講義	心疾患のある方のケアマネジメント 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
	3階研修室 10月6日(火) 9:30～16:25 (受付9:00～9:25)	演習	心疾患のある方のケアマネジメント
		演習	脳血管疾患のある方のケアマネジメント
4日目	事前研修動画視聴 10/13(火)～10/18(日)	講義	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
	3階研修室 10月20日(火) 9:30～16:35 (受付9:00～9:25)	講義・演習	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
		講義・演習	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
5日目	事前研修動画視聴 10/23(金)～10/28(水)	講義	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
	3階研修室 10月30日(金) 9:30～16:25 (受付9:00～9:25)	演習	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
		演習	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
6日目	事前研修動画視聴 10/30(金)～11/4(水)	講義	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
	3階研修室 11月6日(金) 9:30～17:35 (受付9:00～9:25)	演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
		講義	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
		講義・演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り

【対面研修】
・研修時間には、オリエンテーション、修了評価、事務連絡が含まれます。進捗状況により予定時間が前後する場合があります。
・受付は各日程ともに講義開始の30分間前から行います。
・研修開始前に1日目は10分間、2日目以降は5分間の事務連絡を行います。
【研修動画視聴】
・動画は定められた期間に必ずご視聴ください。未視聴の場合は対面研修に参加できませんのでご注意ください。
・事前研修動画はおおよそ45分～65分ご視聴いただきます。

神奈川県介護支援専門員 研修受講フローチャート

※主任研修及び主任更新研修は除く。主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、介護支援専門員証の有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を受講することで、更新に必要な研修の受講が免除されます。(「主任介護支援専門員研修」の受講では免除になりません。)

令和7年7月1日現在

介護支援専門員
実務研修受講試験

合格者

実務研修
87時間

研修修了後
3カ月以内
に申請

神奈川県の場合、原則として実務研修最終日に登録申請書を提出していただいています。

登録(介護支援専門員資格登録簿)

登録後
5年以内
に申請

介護支援専門員証交付

更新1回目

5年

実務経験者等(※1)

現に実務に従事している者

専門研修Ⅰ
56時間
就業後6カ月以上かつ
有効期間満了まで
1年以上の者

専門研修Ⅱ
32時間
専門Ⅰを修了した者で、就業後
3年以上かつ有効期間満了まで
1年以上の者

申請

専門研修Ⅱの受講要件を満たさない者

更新研修(専門Ⅱと同内容)
32時間
専門Ⅰを修了した者で、
有効期間満了まで
概ね1年以内の者

申請

専門研修の受講要件を満たさない者

証の有効期間中に実務に従事していた経験を有する者

更新研修(専門Ⅰと同内容)
更新研修(専門Ⅱと同内容)
計88時間
有効期間満了まで
概ね1年以内の者

申請

実務未経験者

実務に従事した経験を有さない者

更新研修(実務未経験者)
54時間
有効期間満了まで
概ね1年以内の者

申請

介護支援専門員証の有効期間の更新

更新2回目

5年

実務経験者等(※1)

1回目の更新時に計88時間の研修を修了している者

専門研修Ⅱ
または
更新研修
(専門Ⅱと同内容)
32時間

申請

1回目の更新時に実務未経験者向け研修(54時間)を修了している者

専門研修Ⅰ
＋専門研修Ⅱ
または
専門研修Ⅰ
＋更新研修
(専門Ⅱと同内容)
または
更新研修
(専門Ⅰと同内容)
＋更新研修
(専門Ⅱと同内容)
計88時間

申請

実務未経験者

更新後、証の有効期間中に実務に従事した経験を有さない者

更新研修
(実務未経験者)
54時間

申請

介護支援専門員証の有効期間の更新

更新3回目以降

5年

実務経験者等(※1)

過去の更新時に計88時間の研修を修了したことがある者

専門研修Ⅱ
または
更新研修
(専門Ⅱと同内容)
32時間

申請

過去の更新時に計88時間の研修を修了したことがない者

専門研修Ⅰ
＋専門研修Ⅱ
または
専門研修Ⅰ
＋更新研修
(専門Ⅱと同内容)
または
更新研修
(専門Ⅰと同内容)
＋更新研修
(専門Ⅱと同内容)
計88時間

申請

実務未経験者

更新後、証の有効期間中に実務に従事した経験を有さない者

更新研修
(実務未経験者)
54時間

申請

介護支援専門員証の有効期間の更新

証の有効期間を更新しない者

介護支援
専門員証
失 効

証の有効期間を更新しない者

証の有効期間を更新しない者

再度介護支援専門員証の交付を受ける者

登録後5年
を経過

再研修
54時間
登録後5年を経過後又は介護支援専門員証失効後に介護支援専門員証の交付を受けようとする者

申請

(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として現に実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。

(※2) 再研修受講後の実務経験者等(※1)の更新に必要な研修は、過去に計88時間の研修を修了したことがある場合でも、専門研修Ⅰまたは更新研修(56時間)を受講する必要がある。